

令和5年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業
特別会計補正予算(第2号)

令和5年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ806,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		795,449	△13,483	781,966
	1 一般会計繰入金	795,449	△13,483	781,966
歳入合計		820,000	△13,483	806,517

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		423,183	△3,458	419,725
	1 事業費	423,183	△3,458	419,725
2 公債費		396,273	△10,025	386,248
	1 公債費	396,273	△10,025	386,248
歳出合計		820,000	△13,483	806,517

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	大宮駅西口第四土地区画整理事業	162,825